市民と憲法（第3・4ターム　月曜日5限）

担当教員：岡村 みちる 先生

2021年12月14日

**市民と憲法 論題4「いじめは根絶できるか」**

【問】いじめ対策推進法(子ども用)のような法律の意義と限界をふまえつつ、（子ども同士の「いじめ」だけでなく、ひろく大人同士の「いじめ」や「ハラスメント」等について） いじめを根絶できると思うか、あなたの立場を明確にせよ。そして、そもそもなぜ､いじめが起こるのかなど、大人の「いじめ」と子どもの「いじめ」の共通点・相違点を明らかにしつつ多角的に考察し、｢いじめ｣「ハラスメント」についてのあなたの意見を論述して下さい。（以下の語を必ず用いること：スクールロイヤー）

私は「いじめ」や「ハラスメント」について、根絶できるものではないと考える。

この問題について論じるにあたり、「いじめ」の定義について触れる。いじめの定義は過去に何度も変更されてきており、1996年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における当初の定義では「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実を確認しているもの」とされていたが、2013年度の「いじめ防止対策推進法」における定義では「児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と、具体的なものから抽象的なものへと、計3回の改訂が行われている[1]。このように、幾度となく改訂されてきているということは、その度に改訂の必要性がある事態が生じたと考えることができる。すなわち、改訂のたびに従来の枠に収まらない「いじめ」が増加していたということであり、またそれらに対応することが求められていた、と受け取ることができる。ゆえに、今までに「いじめ」は根絶されるどころか、日々高度化して日常に潜んでいると考えられる。

また、「いじめ」が生じる要因を考えるにあたって、大人・子どもを問わず共通しているものの一つに、「日本人気質」があるのではないかと考える。歴史的に日本という国は島国であり、古来よりムラ社会の形成が栄えていた。その結果として、「3人寄れば文殊の知恵」とも言われるように、日本人は個人での意思決定と比べて、集団での意思決定を好む傾向にある[2]。それゆえに異物排除の文化も根付いており、集団にそぐわない人物や事象が生じれば、自身が「異物」と認識したものを「いじめ」によって排除する。このプロセス上で生じる「いじめ」については、防衛機制の合理化を根底として生じるものもあるため、意識的な「いじめ」のほかに、無意識的な「いじめ」も含有している可能性がある。

以上のことから、「いじめ」が年々高度化してきており、またそれらに対する対処が必要とされている現状、および「いじめ」を生じさせる原因と考えられる日本人の気質を踏まえると、「いじめ」を根絶することは不可能であると考えられる。

なお、近年いじめを解決する方法として、「スクールロイヤー」制度が考えられているが、これの導入が進んだとしても、「いじめ」の根絶に向けて前進することはできないと考えられる。仮にスクールロイヤーが就いていたとしても、初めに子どもたちが声を上げて「いじめ」の存在を報告しない限り、「いじめ」の大半の存在は明らかにならないからである。ゆえに、スクールロイヤー導入の是非を考えるよりも先に、効率的に「いじめ」を見つけ出す方法を考えるべきである。

【参考文献】

[1] 文部科学省（2013）．いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日)

<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm>

[2] 無藤 隆，森 敏昭，遠藤 由美，玉瀬 耕治（2018）．心理学（新版）（pp.450）　有斐閣